

# 令和2年3月分からの 保険料率のお知らせ

## 介護保険第2号被保険者に該当しない方

令和2年2月分まで **10.65%** **▶▶▶** 令和2年3月分から **変更なし**

船舶所有者負担分  
**6.10%**

被保険者負担分  
**4.55%**

### 一般保険料率 について

一般保険料率は、疾病保険料率（船舶所有者と被保険者で折半）と災害保健福祉保険料率（船舶所有者負担）とで構成されています。

- ①船舶所有者負担分は、疾病保険料率 5.05%と災害保健福祉保険料率 1.05%を合算した 6.10%です。
- ②被保険者負担分は、疾病保険料率 4.55%です。（船舶所有者との折半分から 0.50%軽減されています。）

## 介護保険第2号被保険者に該当する方

（船員保険の介護保険料率は、1.61%から 1.77%に変わります）

令和2年2月分まで **12.26%** **▶▶▶** 令和2年3月分から **12.42%**

〔一般保険料率：10.65% / 介護保険料率：1.61%〕

〔一般保険料率：10.65% / 介護保険料率：1.77%〕

船舶所有者負担分  
**6.985%**

〔一般保険料率：6.10% / 介護保険料率：0.885%〕

被保険者負担分  
**5.435%**

〔一般保険料率：4.55% / 介護保険料率：0.885%〕

### 介護保険料率 について

- 介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方です。
- 介護保険料は船舶所有者と被保険者の折半となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

## 令和2年4月からの疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、引き続き44万円です

退職時の標準報酬月額が44万円以上の方は、令和2年4月分保険料（令和2年4月10日納付期限）以降も標準報酬月額44万円として保険料が算定されます。また令和2年4月からの疾病任意継続被保険者の保険料率も、介護保険料率のみ変更になります。

介護保険第2号  
被保険者に  
該当されない方

**9.93%**

一般保険料率 : 9.60%  
災害保健福祉保険料率 : 0.33%

介護保険第2号  
被保険者に  
該当される方

**11.70%**

一般保険料率 : 9.60%  
災害保健福祉保険料率 : 0.33%  
介護保険料率 : 1.77%